

訪問介護重要事項説明書

1 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話番号 0884-74-6601 (月曜日～金曜日 午前9:00～午後6:00)

※ ご不明な点は何でもお尋ねください。

2 事業所の概要

(2) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	ヘルパーステーション 笑顔
所在地	〒 775-0502 徳島県海部郡海陽町久保字板取12番地4
介護保険指定番号	訪問介護(3671400350)
サービスを提供する地域	海陽町、牟岐町、高知県安芸郡東洋町

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(3) 同事業所の職員体制

・管理者 1名(サービス提供責任者及び訪問介護員と兼務)

管理者は、事務所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行います。

・サービス提供責任者 1名(管理者及び訪問介護員と兼務)

サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護又は介護予防訪問介護の利用の申し込みに係る調整、従事者に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行います。

・訪問介護員 常勤兼務 1人 非常勤 15名以上

訪問介護員は、訪問介護及び第1号訪問事業(の提供にあたります。

※ 職員の人数は、令和7年6月1日現在のものです。

(4) 営業日、営業時間とサービスの提供時間

営業日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。

営業時間(サービス提供時間)は、午前9時から午後6時までとする。

(※ケアプランの内容に応じて上記以外のサービスを提供することもある。)

3 サービス内容

(1) 身体介護

・食事介助 ・入浴介助 ・排泄介助 ・清拭 ・体位交換 ・着替え
・離床 ・洗髪 ・通院 ・その他

(2) 生活援助

・買い物 ・調理 ・掃除 ・洗濯 ・補修(ボタン付け・ほつれの補) ・整理整頓
・その他

4 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金(利用表)の1割又は2割又は3割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス料金は、全額自己負担になります。

【 料金表 ―基本料金、昼間― 】

―要介護者の方の場合―(介護保険の給付サービスを利用する場合、自己負担金は1割、2割又は3割です。)

身体介護	20分以上～30分未満	30分以上～60分未満	60分以上～90分未満	90分以上～ (30分増すごとに)
利用料金	2,440 円	3,870 円	5,670 円	820 円
生活援助	20分以上 45分未満	45分以上		
利用料金	1,790 円	2,200 円		

※ 当事業所は、厚生労働大臣の定める地域に属し、施設基準にも適合するため、特別地域加算として、1回につき、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算させていただきます。

※ 介護職員等処遇改善加算Ⅱとして、所定単位数の22.4%が加算されます。

※ 同一建物減算(同一敷地内建物等に居住する者への提供)所定単位数の90/100減算。

※ 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなくお客様の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。

※ やむを得ない事情でかつ、お客様の同意を得て、二人で訪問した場合は二人分の料金となります。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、ホームヘルパーがお尋ねするための交通費の実費(サービス提供地域を越えた地点から1kmあたり10円)が必要です。

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要になった場合は、至急ご連絡ください。
連絡先 0884-74-6601

利用日の前営業日の午後5時までにご連絡をいただいた場合	無 料
連絡が遅れた場合またはご連絡をいただかなかった場合	介護保険利用料の1割、2割又は3割

※ ただし、利用者の病変・急な入院・施設入所など、やむを得ない事情による中止の場合にはキャンセル料はいただきません。

(4) その他

① お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気、電話および交通費の実費(通院・買い物などの際、交通機関を使用した場合)の費用はお客様のご負担になります。

② 料金のお支払い方法

毎月下旬までに前月分の請求をいたしますので、当月末日までにお支払いください。お支払い方法は、現金支払い・銀行振り込みのどちらかをご契約の際に選べます。なお、現金支払いの方は、支払いの際に領収証をお渡しします。銀行振り込みの方は、入金確認後に領収書を発行します。

- ③ お客様に関するサービス提供記録の複写物の交付を希望される場合は、その実費相当をご負担いただきます。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

訪問介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① お客様の都合でサービスを終了する場合

- ・サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

- ・人員不足などやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合。
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合。この場合、条件を変更して再度契約することが出来ます。
- ・お客様がお亡くなりになった場合。

④ その他

- ・事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族等に対して社会通念を逸脱するような行為を行った場合、または当社が破産した場合は、お客様より文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・お客様がサービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払われない場合、またはお客様やご家族などが事業者やサービス従事者に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6 当社の訪問介護サービスの特徴など

(1) 運営の方針

- ① 訪問介護員などは、お客様の心身の特徴を踏まえてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことが出来るよう、身体介護・生活援助・その他の生活全般にわたる援助を心をこめていたします。
- ② ホームヘルプサービスの提供方法について、わかりやすく説明し、懇切丁寧にサービスを提供いたします。
- ③ お客様が不在などのため、サービス提供が出来ない場合は30分間現地にて待機いたします。この時間を過ぎてもお客様が不在の場合は、サービスの中止とみなし、キャンセル料を頂きます。また30分以内に開始となる場合には、予定通りのサービス時間帯といたします。

④ ホームヘルパーが入浴介助をする場合には、医師の診断やご家族の立会いをお願いすることがありますので、事前に相談をさせていただきます。ご了承ください。

⑤ 下記の事情が生じた場合、担当のホームヘルパーを変更させていただく場合があります。

- ・ ホームヘルパーが退職、疾病などでサービス提供ができない場合。
- ・ サービス内容または訪問時間が変更になった場合。

(3) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
ホームヘルパーの変更の可否	○	変更を希望される場合はお申し出ください。
女性ヘルパーの有無	○	同姓介助
従業員への研修の実施	○	毎月主治医の意見に基づく介護技術・連携の向上を目的とした研修を実施しています。
サービスマニュアルの作成	○	緊急マニュアル・ヘルパー指示書・評価結果の公表

7 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化があった場合は、事前の打ち合わせにより 主治医・救急隊・親族・民生委員・居宅介護支援事業者などへ連絡いたします。

主治医	氏 名 連絡先	
ご家族	氏 名 連絡先	
その他	氏 名 連絡先	

訪問介護員等は、指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号訪問事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

② 指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号訪問事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する県・市町村、利用者の家族、利用者に係る地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

③ 利用者に対する指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号訪問事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

8 衛生管理等

訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について

て、従業者に周知徹底を図る。

- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的
実施する。

8. サービス内容に関する苦情

① 事業所 ヘルパーステーション 笑顔 お客様相談・苦情担当

・責任者 …… 吉川 明 ・電話番号 ……0884-74-6601

・FAX 番号 ……0884-74-6602

- ①指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号訪問事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。
- ② 事業所は、提供した指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号訪問事業に関し、介護保険法第23条の規定により県・市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該県・市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び県・市町村が行う調査に協力するとともに、県・市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- ③ 事業所は、提供した指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号訪問事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

9. 個人情報の保護

- ① 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- ② 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- ③ 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- ④ 事業所は、従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

10. 虐待防止に関する事項

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又はその再発を防止するための措置を講ずるものとする。
- ①虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- ②虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを県・市町村に通報するものとする。

11. 業務継続計画の策定等

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、

及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

12.地域との連携等

事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護等を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護等の提供を行うよう努めるものとする。

13.身体拘束

1 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図るものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

三 介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

9 当社の概要

名 称 有限会社 おりの

代 表 者 氏 名 代表取締役 折野 由美子

所在地・電話番号 徳島県海部郡海陽町穴喰浦字松原60

0884-76-2249

令和 年 月 日

居宅介護の提供開始に当たり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 有限会社 おりの

所在地 〒 775-0502

徳島県海部郡海陽町久保字板取12番地4

名 称 ヘルパーステーション 笑顔

説明者 吉川 明 印

私は契約書および本書面により、事業者から居宅介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者

住 所

氏 名

印

代理人

住 所

氏 名

印

平成19年6月1日 一部改正、平成20年9月1日 一部改正、平成21年4月1日 一部改正
平成21年5月1日 一部改正、平成24年4月1日 一部改正(介護保険改正に伴う)
平成24年5月1日 一部改正、平成25年4月1日 一部改正、平成25年5月1日 一部改正
平成25年7月1日 一部改正、平成25年9月1日 一部変更、平成26年4月1日 一部変更
平成 27 年 4 月 1 日(介護保険改正に伴う)平成 27 年 5 月 1 日(職員数変更)、平成 27 年 7 月 1 日
(職員数変更)、平成 27 年 8 月 1 日(職員数変更、介護改正(自己負担金)) 平成 27 年 11 月 1 日(介護職
員数変更)、平成 28 年 3 月 1 日(介護職員数変更)平成 29 年 4 月 1 日(処遇改善加算による変更)
平成 30 年 2 月 1 日 一部変更、平成 30 年 4 月 1 日 一部変更(介護報酬改定に伴う) 平成 30 年 7 月 1
日(介護職員数変更)平成 30 年 8 月 1 日 (介護負担割合変更)令和元年 10 月 1 日(介護報酬改定)令和 3
年 4 月 1 日(介護報酬改定、職員数変更)令和 4 年 10 月 1 日(介護職員等ベースアップ等支援加算)
令和 6 年 4 月 1 日(介護報酬改定に伴う)令和 6 年 6 月 1 日～(介護職員等処遇改善加算に伴う)
令和 7 年 6 月 1 日(更新申請、職員数変更)

サービス内容と画像

20分以上持続的に行った場合のみ算定、日常生活に絶対必要なケアプランに位置づけられた見守り

(徘徊、問題行動等)のみ一部算定、

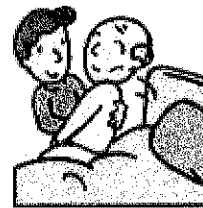
通院時の院内介護は、病院がどうしても見切れない場合以外は医療保険内として算定



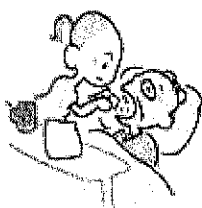
口腔ケア



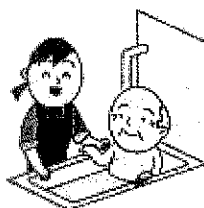
水分補給



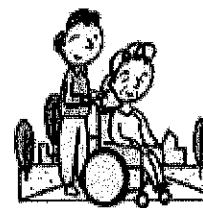
体位交換



服薬



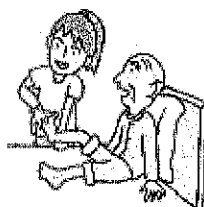
入浴介助



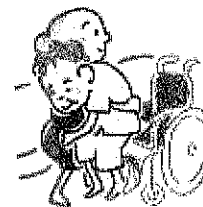
散歩



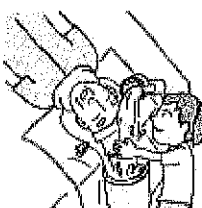
清拭



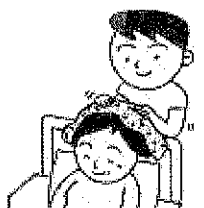
部分清拭(足・背中等)



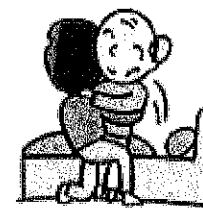
トランス



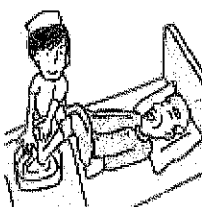
洗髪



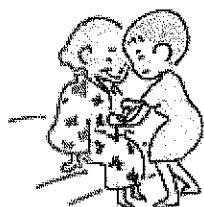
整容



立位保持

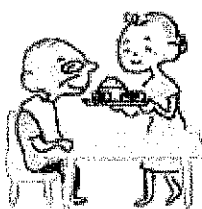


部分浴
(足浴・
手浴等)



着脱

生活援助



調
理・食事の
準備

買い物



掃除

個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報について、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することを同意します。

令和 年 月 日

・利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

・利用者の家族

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

・事業者

事業者名 有限会社 おりの

住 所 徳島県海部郡海陽町穴喰浦字松原 60 番地

代 表 者 折野 由美子 印

1 使用する目的

事業者が、介護保険制度に関する法令に基づき私に行う訪問介護サービスを円滑に実施するため、担当者会議において、又は私が利用する他のサービス事業者等と情報の共有が必要な場合に使用する。

2 使用する期間

令和 年 月 日 からお客様が事業者に対して解約解除の意思を示すまでとする。

3 条 件

1. 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては、関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
2. 個人情報を使用した会議、相手方、内容などの経過を記録しておくこと。
3. 利用者は第2項の記録を閲覧できる。
4. 利用者は事業者が不当にこの個人情報を利用した場合、直ちにこの契約を解除することができる。